

福島県林業研究センター競争的研究費等不正防止計画

福島県林業研究センター

令和3年3月10日制定

福島県林業研究センターでは、競争的研究費等の適正な運営及び管理を行うため、競争的研究費等不正防止計画を以下のとおり定めるものである。

不正防止計画

不正発生の要因	防止計画
責任者の役割や所在・範囲に曖昧なところがあることで、責任意識が低下する。	所内会議等において、随時、各責任者に対し責任体系の啓発を促し、意識の向上を図る。また、各責任者の異動にあつては、引継等を明確に行い、責任意識の低下を防止する。
競争的研究費等の事務処理手続きに関するルールが理解されていない。	事務処理手続きに関するルールを盛り込んだ資料を配布し周知することにより、適正運用の徹底を図る。 また、研修会を開催し、関係者の出席を義務付け、周知徹底する。
競争的研究費等の使用及び事務手続きに関するルールに曖昧なところがあることで、不適正な使用が行われる。	事務処理手続きに関するルールを盛り込んだ資料を配布し周知することにより、適正運用の徹底を図る。 また、研修会を開催し、関係者の出席を義務付け、周知徹底する。
コンプライアンスに対する意識が希薄である。	行動規範の周知徹底を図り、コンプライアンス意識の向上を促す。研修を行い、参加を義務付ける。 不正を行わない旨の誓約書を提出させる。
年度末に予算執行が集中する等の事態が発生する。	研究計画に基づき、定期的に予算執行状況の確認を行う。 必要に応じ、研究者に対してヒアリング・指導を行う。
競争的研究費等の執行に際して、各部から寄せられる相談事項や問題点が所内で共有されていない。	「相談窓口」（企画情報部内）を周知するとともに、相談内容の所内の共有を推進する。